

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成二十五年三月十九日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

広島海区漁業調整委員会

会長 山 本 正 直

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
平成二十五年三月二十五日 午後二時	広島市中区基町一〇―五二一 広島県庁自治会館会議棟二〇一会議室	西部農林水産事務所管内 関係分
平成二十五年三月二十八日 午後二時	福山市三吉町一丁目一―一 福山合同庁舎第一庁舎一四一会議室	東部農林水産事務所管内 関係分

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成二十五年九月一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

ア 共同漁業権 免許の日から平成三十五年八月三十一日まで

イ 区画漁業権 免許の日から平成三十年八月三十一日まで

3 免許予定日

平成二十五年九月一日

4 申請期間

告示の日から二か月以内

5 地元地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成二十五年三月七日から同年三月十九日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
広島市中区基町一〇―五二一 広島海区漁業調整委員会事務局内	(〇八二) 五一三一五一七二

<p>広島市中区基町一〇―五二 西部農林水産事務所水産課内</p>	<p>〇八二三 二三八―二二―一 内線五四二二</p>
<p>呉市西中央一丁目三―二五 西部農林水産事務所水産第二課内</p>	<p>〇八二三 二二―一五四〇〇 内線二五四二</p>
<p>福山市三吉町一丁目一―一 東部農林水産事務所水産課内</p>	<p>〇八四 九二―一―一三―一 内線二五四二</p>